

お客様各位

ICカード規約一部変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てに預かり厚く御礼申し上げます。

さて、当ゴルフセンターのICカードの規約の第6条及び第10条を本年6月1日より別紙のとおり変更致しますのでお知らせ致します。

なお、このICカード規約の改訂にかかわらず、既に失効し、或いは本年6月1日以降に失効することとなる当センターのICカードをお持ちのお客様につきましては、本年12月31日までにデポジットの返金に応じますので、希望されるお客様は、上記期限内に当ゴルフセンターまでお届け下さいますようお願い致します。

敬 具

平成29年 4月 1日
ヨドコウ興発株式会社
ヨドコウゴルフセンター

ヨドコウゴルフセンターICカード規約

- 第1条 (規約の趣旨)
ヨドコウ興発株式会社(以下「当社」といいます。)はヨドコウゴルフセンターICカードをこの規約に従って取り扱うものとし、ヨドコウゴルフセンターICカード利用者(以下「お客様」といいます。)は、この規約に従って、お取引をして頂きます。
- 第2条 (ヨドコウゴルフセンターICカードの種類)
当社が発行するヨドコウゴルフセンターICカードの種類は以下の2種類とします。
・メンバー用ICカード・個人情報および年会費1000円(消費税別)をいただき、ご利用頂くカード。
・ビジター用ICカード・年会費のご負担なく、ご利用頂くカード。
(ビジター用ICカードにおいて、個人情報を頂いた場合のみ、カード紛失時に残金が保証されます。)
ICカード発行の際は、デポジット(保証金)として200円をお預りします。デポジットはカードの返却の際に返金いたします。この処理を行った時点で、カードに関する一切の権利を放棄したものとみなします。
尚、ICカードを紛失等で返却できない場合は、デポジットは返金いたしません。
- 第3条 (ICカードの貸与・譲渡の禁止)
ICカードのご利用は、ご本人に限ります。第三者に貸与・譲渡・質入・寄託することはできません。
- 第4条 (ICのカードご利用方法)
①ICカードは、当センターの施設利用および打球練習のお支払にのみご利用頂けます。
②ICカードをご利用の際は、予めご利用金額をICカードへチャージ(ご入金)して頂きます。
③チャージは、当センターに備え付けの自動入金機をご利用下さい。
④ICカードにチャージできる金額の上限は、100,000円です。
⑤チャージする金額や、その他の条件によっては、プレミアが付与されます。
- 第5条 (ICカードがご利用頂けない場合)
①カードが偽造または、変造されたものであるとき。
②ICカードが違法に取得されたものであるとき。又は違法に取得されたICカードであると知りながら取得されたとき。
③ICカードの破損、カードリーダーの故障、停電等により、ご利用可能残高を読み取ることが出来ない場合。
④その他やむを得ない事由があったとき。
- 第6条 (ICカードの失効)
①ICカードが、当施設の機器にて利用された日の翌日を起算日として2年間利用されなかった場合、当該ICカードに係るお客様の権利は失効します。
②お客様は、前項により失効したICカードのご利用可能残高およびデポジットの返却請求することはできません。
③故意にICカードを破損させた場合には、当該ICカードに係るお客様の権利は失効します。
- 第7条 (ICカードの再発行)
①ICカードのご利用可能残高の読取りができず、またその記録に異常があった場合には、お客様には、当社が定める方法で当該ICカードを提出し、再発行を受けることができます。
②前項の取扱いに際し、当社に対し個人情報を提供された方に限り、ICカードのご利用可能残高は、推計いたします。当社に対し個人情報を提供されていない方はご利用可能残高がゼロの再発行になります。
③ICカードを再発行する場合は再度デポジットを200円お預かりいたします。
④ICカードを再発行する場合は、本人確認のために身分証明書を提示していただきます。
- 第8条 (ICカードの再発行をしない場合)
ICカードの紛失、盗難その他の事由により、ICカードの所持を喪失された場合、残高の推計が可能な場合でも再発行はしません。
- 第9条 (ICカードの紛失、盗難等)
ICカードの紛失、盗難その他の事由で第三者に不正使用されたことにより、損害が生じた場合であっても、当社はその責任は負いません。
- 第10条 (ICカードの換金の原則禁止)
チャージされたICカードの「現金残高」は以下の場合を除き払い戻しは致しません。尚、プレミア残高はいかなる場合でも払い戻しは致しません。
①病気や怪我により、ゴルフの練習ができなくなった場合(診断書提出)
②転居により当ゴルフセンターを利用できなくなった場合(転出証明書提出) ③その他上記に準ずる場合。
- 第11条 (個人情報の保管)
当社ではお客様からいただいた個人情報は、細心の注意をもって、厳重に保管いたします。
- 第12条 (個人情報の保存)
当社ではお客様からいただいた個人情報は、以下の場合を除き、第三者に提供、又は開示することはありません。
①お客様の同意があった場合
②法令に基づき、公的機関から開示をもとめられた場合。
- 第13条 (取扱の変更)
ICカードの取扱いについて、この規約を変更する場合には、当社は一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は、変更後の規約を適用します。
- 第14条 (合意管轄裁判所)
お客様は、当社との間で訴訟が生じた場合、訴願のいかにかわらず、大阪簡易裁判所、または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。